

一般財団法人 信田福祉財団 奨学金給付規程

制 定 平成30年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人信田福祉財団（以下「信田財団」という。）が貸し付ける学資（以下「奨学金」という。）の給付等について、必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 信田財団が奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 当財団の「支援の対象者」は、「障害者基本法に定義された障害者」で身体障害者、精神障害者、知的障害者をいうものとする。身体障害者は1級～4級、精神障害者は1級～3級、知的障害者はA～B2をそれぞれ対象とする。
- (2) 国内の大学等に在籍する者。
- (3) 向上心旺盛であり、予定年限での就学が十分に可能な者。
- (4) 在学校の学部長の推薦を受けた者。

(募 集)

第3条 奨学生の募集は、第2条の者に対して行う。

(申込手続)

第4条 奨学金の給付等を希望する者は、所定の奨学金申込書に信田財団が別に定める関係書類を添付し信田財団に提出するものとする。

(奨学生の選考及び採用及び奨学生の義務)

第5条 信田財団は、前条により提出された奨学金申込書等を審査し、選考委員会の決議を経て奨学生の採否を決定したうえ申込者に通知する。

(奨学金の年額と期間)

第6条 奨学金の年額は、1ヶ月5万円を給付する。ただし、特別の事情があると認められるときは、理事長が別に定める。

2 奨学金の給付等の期間は、2年間又は3年間とする。

(奨学金の給付等)

第7条 奨学金は、毎月末日に5万円を奨学生の銀行口座に振込の方法で支払う。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(奨学生の異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号に該当するときは、信田財団に直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、退学したとき。
- (2) 奨学生に以下事項があったとき。
 - ① 住所、氏名を変更したとき。このときは、住民票の写しを添付する。
 - ② 大学を卒業したとき。このときは、卒業証明書を添付する。

(奨学金の給付等の休止または取消)

第9条 奨学生が次に該当するときは、奨学金の給付を休止することがある。

(1) 休学したとき。

(2) その他奨学生として適当でない事実のあったとき。

(奨学金の給付等の廃止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給付等を廃止することがある。

(1) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(2) その他奨学生として適当でない事実のあったとき。

2 奨学金の給付等を廃止する始期は、その事実の発生した日からとし、発生日以降の振込予定の奨学金の給付等を廃止する。

(実施細目)

第11条 この規定の実施について必要な事項は、財団の理事会において別に定める。

以上